

県計画の区域設定について

区域の設定の考え方

〈国基本指針 ～区域の設定に関する事項～ 〉

- ①市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期を定める単位となる区域を定める。
- ②隣接市町村間等における広域利用の実態を踏まえて区域を設定する。
- ③教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
 - ※認定こども園・幼稚園・保育所 → 県が認可・認定
 - ※地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育） → 市町村が認可
- ④教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

ただし、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

 - ※都道府県は、必ずしも地域子ども・子育て支援事業の区域を設定する必要はない。

【参考】

○子ども・子育て支援法

第62条 〔略〕

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の教育・保育施設に関わる必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

①市町村が定める教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期とは。

市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画において、ニーズ調査より把握した需要量に応じた供給体制（認定こども園・幼稚園・保育所等）確保の内容及びその実施時期を定めることとなっている。

○市町村子ども・子育て支援計画記載例

		〇〇区域											
		平成27年度					平成28年度					…	
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		…	
教育利用希望	左記以外		1・2歳	0歳	教育利用希望	左記以外		1・2歳	0歳				
量の見込み(A)		1,000	200	1,800	1,000	1,000	1,000	200	1,800	1,000	1,000	…	
確保 方 策	認定こども園	400	100	400	200	200	400	100	400	300	300	…	
	認可幼稚園(新制度へ移行)	500	50				500	50				…	
	認可保育所			1,200	400	400			1,300	500	450	…	
	地域 型 保 育 事 業	小規模保育				100	100				100	100	…
		家庭的保育				0	0					50	…
		居宅訪問型保育				0	0					0	…
		事業所内保育施設				0	0					0	…
	認可幼稚園(新制度移行しない)	100	50				100	50				…	
認可外保育施設*			100	100	100			100	100	100	…		
確保方策合計(B)		1,000	200	1,700	800	800	1,000	200	1,800	1,000	1,000	…	
過不足(B-A)		0	0	▲ 100	▲ 200	▲ 200	0	0	0	0	0	…	

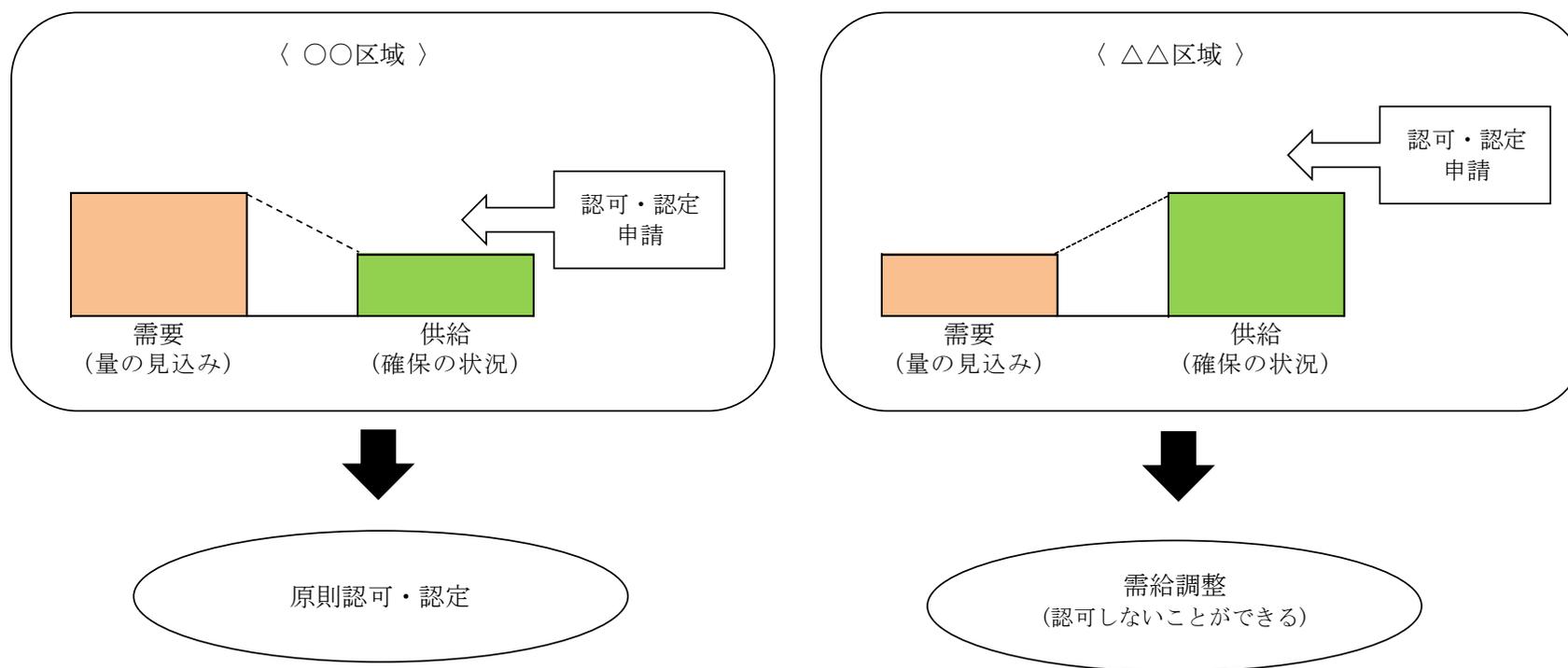
(注) 着色されている箇所は、原則としては確保方策として想定されないが、例外として特例給付(子ども・子育て支援法第28条、30条)等で対応する場合は、確保方策として計上することが可能

②隣接市町村間等における広域利用等とは。

居住している市町村内にある幼稚園・保育所等ではなく、他の市町村内にある幼稚園・保育所等を利用すること。

③認可、認定の際に行われる需給調整とは。

認定こども園・保育所から認可・認定の申請があった場合に、その区域の需要量が供給量に達しているか、認可・認定によってこれを超える場合には、認可・認定をしないことができる。



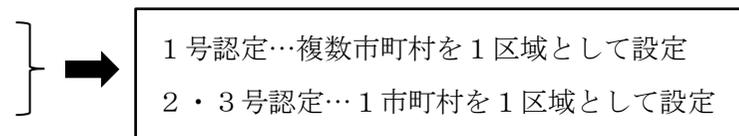
④共通の区域設定とは。

区域の設定は原則として、1号～3号認定及び地域子ども・子育て支援事業を通じて同一の区域を設定することが求められている。

ただし、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに広域利用の実態が異なる場合は、区分ごと又は事業ごとに別々の区域を設定することができる。

〈例〉

- 幼稚園利用(1号認定)…居住地以外の市町村にある幼稚園を利用する者が多数
- 保育所利用(2・3認定)…全員が居住地市町村にある保育所を利用



【参考】

○認定区分

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
教育のみ (幼稚園へ入園)				← 1号認定 →		
保育の必要性有 (保育所へ入所)	← 3号認定 →			← 2号認定 →		

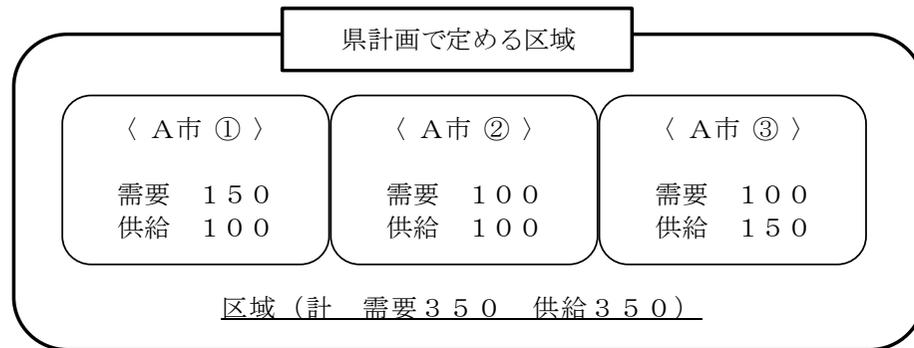
○地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳幼児全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に関わる補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参集することを促進するための事業

区域設定における課題（市町村計画と異なる区域を設定する場合）

《ケース 1》

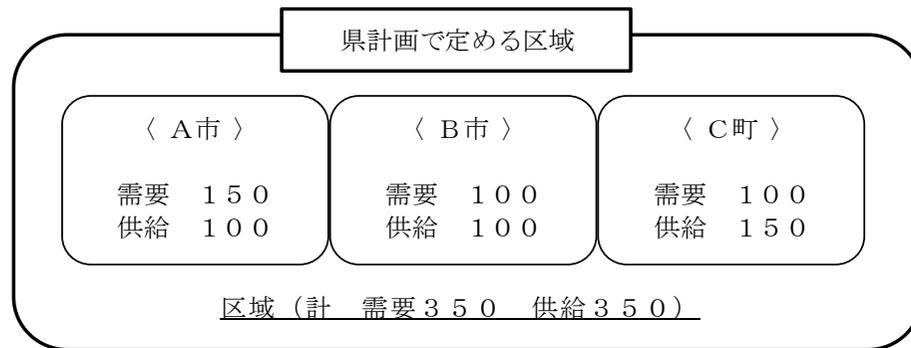
- 市町村 → 市町村内に複数区域を設定（例：旧行政区等）
- 県 → 市町村を1区域として設定（需要 = 供給）



供給が不足している〈A市①〉区域内において、認可・認定申請があった場合でも、県計画の区域では「需要=供給」であるため、**認可・認定しないことができる。**

《ケース 2》

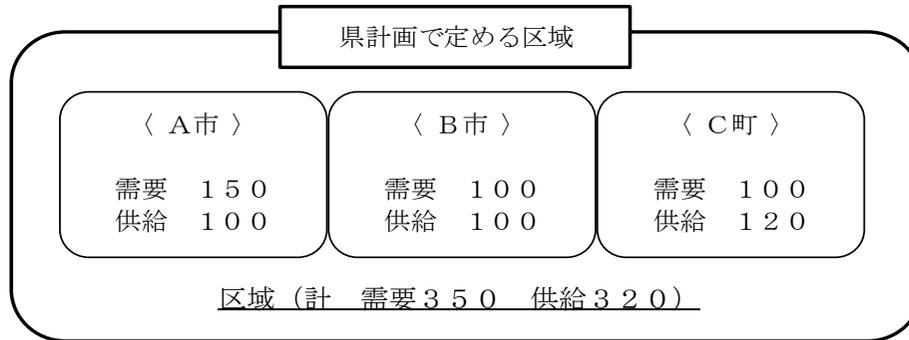
- 市町村 → 市町村を1区域として設定
- 県 → 複数市町村を1区域として設定（需要 = 供給）



供給が不足しているA市内において、認可・認定申請があった場合でも、県計画の区域では「需要=供給」であるため、**認可・認定しないことができる。**

《ケース3》

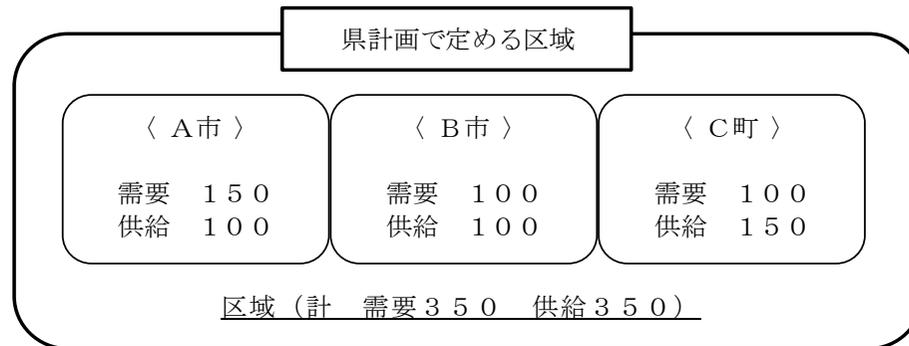
- 市町村 → 市町村を1区域として設定
- 県 → 複数市町村を1区域として設定（需要 > 供給）



供給過剰のC町内において、認可・認定申請があった場、県計画の区域では「需要>供給」であるため、認可・認定しなければならない。



※C町で定員30人の施設を認可した後、A市内で認可申請があった場合



依然としてA市では供給不足だが、県計画の区域では「需要=供給」であるため、認可・認定しないことができる。
（※供給過剰のC町内の施設を認可・認定し、供給不足のA市内の施設は認可・認定しないことができる。）

県計画の区域設定

1 市町村内の区域設定の方向性

多くの市町村で、市町村全域を1区域とする方向で決定又は検討中

	市町村数	備 考
市町村を1区域として設定	17(14)	
認定区分等により異なる区域を設定	2(2)	・浜田市（1号認定、地域子ども・子育て支援事業…全市、2・3号認定…旧行政区） ・雲南市（放課後児童クラブ…小学校区域、その他…全市）

※()内は市町村子ども・子育て会議で決定済み。

2 隣接市町村間等における広域利用の実態

→ 「資料2-2」、「資料2-3」参照

3 区域設定（案）

- 多くの市町村が認定区分、地域子ども・子育て支援事業を通じて、市町村を1区域として設定している。
- 広域利用をしている児童の割合は低い。
- 複数の市町村を1区域とした場合、需要と供給に応じた適切な認可・認定ができなくなる可能性がある。



教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて市町村を1区域として設定